

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛施設庁, 事務所開設, 総理府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43400

沖縄・北方社第ニ沖縄事務局の設置

安全保障課長

支流

志木

復帰準備及び準備委員会の作業のための原則及び指針(案)
(和文仮訳)

昭和45年4月 目次

昭和45. 4/10
アメリカ局北米第一課

極秘
無期限
10部の内
6号

沖縄に関する日米協議委員会の第19回会合において、日米両政府は、昭和45年3月3日付けの愛知県一外務大臣とアーミン・H・マイヤー駐日米国大使との間の交換公文に従い、沖縄の施政権の日本への返還のための準備のため及び準備委員会の今後の作業を律するための以下の原則及び指針につき合意した。また協議委員会が、追加的な原則及び指針を必要に感じ、隨時策定することが合意された。

I. (全般)

1. 沖縄の復帰準備は、昭和44年11月21日の佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明に定められた返還を達成するための協定の締結のために東京で行な

われる外交交渉の進展をも勘案しつつ、日本、米国及び沖縄の各当局間の緊密な調整及び協議を経て行なわれるものとする。

2. この準備作業のために主として次のことが配慮される。

- (1) 沖縄住民の意見と希望に最も即した形で住民の福祉及び利益の向上を図り、~~特に~~社会、経済、商業の各分野において秩序と安定性のある移行を確保する。
- (2) 沖縄における米国の施政権が返還の時まで完全な形で保持されること。
- (3) 返還後の施政権行使の準備のために日本政府が行なうべき多岐にわたる努力は、関係当局の協力を通じて、迅速、かつ、効果的に行なわれる。
- (4) 日米安保条約及びこれに関連する諸取決めを復帰にあたって変更なしに沖縄に適用するための準備が行なわれる間、極東において重要な役割りを果している沖縄にある米軍の有効性を維持する。

3. 琉球政府による実施を必要とする準備作業について、同政府は、日本政府が沖縄の米国当局との協力をえて提供する助言及び指導を含む必要な援助を受けることができる。琉球政府に対する日本政府の援助は、那覇に設置される日本政府の沖縄・北方対策庁沖縄事務局を通じて行なわれる。

I (準備委員会)

1. 準備委員会は、当初、次の任務を優先的に処理するものとする。

(1) 施政権返還前に解決すべき問題の所在を明らかにし、それらの問題を解決するための措置を策定すること。これらの措置は、沖縄県の設置及び地位協定の沖縄への適用^{(の)付}^(を容易にする)ため必要となるべき準備並びに琉球諸島米国民政府の諸機能の~~過渡~~処理を含む。

(2) 沖縄の長期的な産業、経済開発を考慮しつつ、沖縄と本土との間の経済的及び社会的格差をできる限り是正するための措置を策定すること。

2. 上記1の措置は、準備委員会によって確定される計画に従い、協議委員会の了承をえて実施される。

3. 準備委員会は、現地における日米両政府間の協議及び調整のための唯一の公的経路として、次の分野における手続きを策定する。

(1) 復帰準備の促進のため必要であると合意される情報をおのおのの政府代表を通じて相互に提供すること。

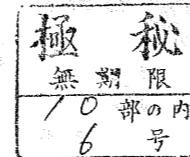
(2) 日本政府の調査団が復帰に関連する目的のために行なう沖縄の米国当局からの情報収集活動について調整すること。

(3) 事業に従事する者及び職業上の資格を有する者を含む沖縄在住の~~日本国籍を有せる者~~が、復帰以前において日本政府の関係当局と相談することを可能にするための効果的手段を提供すること。

4. 準備委員会は、その事務を遂行するに当り、同委員会の顧問である琉球政府行政主席の意見を十分考慮する。

5. 準備委員会は、協議委員会に対し、適当な間隔を置いてその活動に関する報告を行なう。

CONFIDENTIAL



CONFIDENTIAL

(DRAFT)

**PRINCIPLES AND GUIDELINES
FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND
THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION**

ADOPTED APRIL , 1970

April 10, 1970

At the 19th meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa, the Governments of Japan and the United States agreed, according to the Exchange of Notes of March 3, 1970, between Foreign Minister Kiichi Aichi and United States Ambassador Armin H. Meyer, on the following principles and guidelines for the preparations for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan and for governing the future functioning of the Preparatory Commission. It was also agreed that the Consultative Committee would establish additional principles and guidelines as necessary from time to time.

I. GENERAL

1. The preparations for reversion of Okinawa are to be undertaken after close coordination and consultation by the authorities of Japan, the United States and the Ryukyu Islands, reflecting the progress of diplomatic negotiations in Tokyo for the conclusion of an Agreement to accomplish reversion

as

- 2 -

as set forth in the Joint Communique between Prime Minister Eisaku Sato and President Richard M. Nixon of November 21, 1969.

2. The prime considerations for this preparatory work are as follows:

- a) The welfare and interests of the inhabitants of Okinawa are to be promoted in a manner most consistent with their views and aspirations; and orderly and stable transition in the social, economic and commercial fields is to be assured.
- b) The administrative rights of the United States in Okinawa will remain intact and unimpaired until the time of reversion.
- c) The complex efforts required of the Government of Japan in order to prepare for the assumption of administrative rights after reversion will be made with speed and effectiveness through the cooperation of the authorities concerned.
- d) While carrying out preparations to apply the Treaty of Mutual Cooperation and Security and related arrangements without modification to Okinawa upon reversion, the effectiveness of the United States forces in Okinawa in playing their vital role in the Far East is to be maintained.

3.

3. With respect to preparatory works which require implementation by the Government of the Ryukyu Islands, that Government may accept necessary assistance, including advice and guidance, from the Government of Japan in co-operation with the United States authorities in Okinawa. The assistance of the Government of Japan to the Government of the Ryukyu Islands will be extended through the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency of the Japanese Government to be established in Naha.

III. PREPARATORY COMMISSION

1. The Preparatory Commission initially shall give priority to the following tasks:

a) Identification of problems to be solved before the return of the administrative rights and the devising of measures to solve the problems; the measures including, inter alia, local preparations as necessary to establish the Okinawa Prefecture and to facilitate the application to Okinawa of the Status of Forces Agreement, as well as disposition of the functions of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands.

b)

b) Taking into consideration the long-term industrial and economic development of Okinawa, devising of measures to minimize as much as possible economic and social differences between Okinawa and Japan.

2. The measures referred to in paragraph 1. above shall be implemented, according to schedules to be decided on by the Preparatory Commission, after approval of the Consultative Committee.

3. The Preparatory Commission, as the sole official channel for local consultation and coordination between the Governments of Japan and the United States, shall establish procedures in the following fields:

a) Supplying to each Government through their respective representatives information agreed as necessary for the promotion of the preparations for reversion,
b) Coordination of information-gathering activities by official Japanese Government missions from authorities of the United States in Okinawa for purposes relating to reversion,

c)

- c) Providing for effective means by which non-Ryukyuan residents, including businessmen and professionals, of Okinawa can consult with the appropriate authorities of the Government of Japan prior to reversion.
- 4. The Preparatory Commission in the course of its work shall take fully into consideration the views of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands in his role as adviser to the Commission.
- 5. The Preparatory Commission shall report on its activities to the Consultative Committee at appropriate intervals.

極秘

無期限

10部の内

10号

追々

軍事顧問

北米第一艦隊

沖縄・北方対策庁沖縄事務局
設置に関する口上書の交換について

(昭和45.5.1)
米北1)

1. 今般、沖縄・北方対策庁設置法
公布に先立ち、同対策庁沖縄事務局の設置

に関し、4月30日付をもって在本邦アメリカ合衆
国との間に別添1及び2とおり口上書
の交換を行なったので参考までにお知
らせします。

2. また、米側の強い要望もあり、4月30日
付東郷アメリカ局長名在本邦アメリカ合衆

國大使館スナイダー公使あてに沖縄事務
局の主要公活動について通報する旨の

GA 6

外務省

別添3の書簡を發出いたしました。(本件に
つき総理府了承すけ)。なお、本書簡

発出の事實は外部に對し厳密に秘密匿して
いるので、本書簡の取扱いには十分な
注意願いたく、念のため。

GA 6

外務省

(5)

別添 /

米北/第116号

昭和45年4月30日

口 上 書

外務省は、在本邦アメリカ合衆國大使館に敏意を費すとともに、現在日本政府が沖縄の復帰準備に関連し実施方を考慮中の次の措置を通報する光榮を有する。

日本政府は、近く設置を予定している沖縄・北方対策庁の機関として沖縄事務局（以下「事務局」といり。）を速報に設置することを考慮している。同事務局は、沖縄の復帰準備に関する3月3日付け交換公文に定める日本政府とアメリカ合衆国政府との間の現地における協議及び調整の結果として実施方合意された措置の現地における日本政府による実施にあたる機関となるものであり、右実施に必要な琉球政府との連絡調整、右との連絡における現地におけるアメリカ合衆国政府機関との連絡協商等の任務を行なうことがあ

定されている。また、事務局は、施設される日本政府沖縄事務所が従来行なつてきた任務を引き継ぐものである。

Translation

COPY

No. 116/AM-1

NOTE VERBALE

The Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Embassy of the United States of America and has the honour to inform the latter of the following measures the Government of Japan is contemplating to implement in relation to the preparations for reversion of Okinawa.

The Government of Japan is considering the establishment in Naha of the Okinawa Bureau (hereinafter referred to as "the Bureau") as an organ of the Okinawa-Northern Territories Agency, which the Government of Japan will establish in the near future. It is contemplated that the Bureau will be an organ to undertake the local implementation by the Government of Japan of the measures agreed to be implemented as a result of the local consultation and coordination between the Government of Japan and the Government of the United States of America as set forth in the Exchange of Notes

of

of March 3, 1970, concerning the preparations for reversion of Okinawa, and will perform such functions as liaison and coordination necessary for the above-mentioned implementation with the Government of the Ryukyu Islands as well as related liaison and consultation with the local authorities of the Government of the United States of America. The Bureau will, furthermore, take over the functions hitherto exercised by the Japanese Government Liaison Office in the Ryukyu Islands, which shall cease to exist.

Tokyo, April 30, 1970.

別添2

No. 252

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of Japan and has the honor to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbale No. 116/AM-1 of April 30, 1970, concerning the establishment in Naha of the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency. The Embassy further has the honor to confirm that the Government of the United States of America agrees to the establishment of the Bureau and its functions as stated in the said Note Verbale.

Embassy of the United States of America,

Tokyo, April 30, 1970.

Asam



極 秘
無期限
10部の内
10号

追 4
Tokyo, April 30, 1970. D114-3

Dear Mr. Schneider,

With reference to the Note Verbale of today's date, concerning the establishment and the functions of the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency, I would like to inform you that it is the intention of the Government of Japan to keep the United States Government informed of the significant activities of the Bureau.

Sincerely yours,

Fumihiro Togo
Director-General,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. Richard L. Schneider,
Minister,
Deputy Chief of Mission,
Embassy of the United States
of America,
Tokyo.

安全保謹課長
写

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したことと確認する光榮を有します。

本使は、千九百七十年三月三日付けの交換公文の4に言及し、かつ、琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の廃止に関して両政府間で到達した次の了解を合衆国政府に代わって確認する光榮を有します。

- 1 千九百六十八年一月十九日付けの交換公文に基づいて設置された琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会は、ここに廃止する。
- 2 諮問委員会の記録及び文書は、千九百七十年三月三日付けの交換公文に基づいて設置された準備委員会に引き渡される。

本使は、閣下が前記の了解が貴国政府の了解でもあること並びにこの書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成することを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

これに関し、本使は、琉球政府が前記の了解に異存のないことを閣下に通報します。

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

昭和四十五年五月一日

日本国外務大臣

アメリカ合衆国特命全権大使
アーミン・H・マイヤー閣下

No. 254

Tokyo, May 1, 1970

Excellency:

I have the honor to refer to paragraph 4 of the Exchange of Notes of March 3, 1970, and to confirm on behalf of my Government the following understandings reached between the two Governments concerning the abolition of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands.

1. The Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands established under the Exchange of Notes of January 19, 1968, is hereby abolished.

2. The records and documents of the Advisory Committee shall be transferred to the Preparatory Commission established under the Exchange of Notes of March 3, 1970.

His Excellency

Kiichi Aichi,

Minister for Foreign Affairs,
Tokyo.

- 2 -

I would appreciate it if Your Excellency would confirm on behalf of your Government that the foregoing is also the understanding of your Government and that the present note and Your Excellency's reply constitute an agreement between our two Governments.

I wish to inform you in this regard that the Government of the Ryukyu Islands has no objection to the foregoing understanding.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

COPY

(Translation)

May 1, 1970

Excellency:

I have the honour to acknowledge receipt of Your Excellency's note of today's date, which reads in the Japanese translation thereof as follows:

"I have the honor to refer to paragraph 4 of the Exchange of Notes of March 3, 1970, and to confirm on behalf of my Government the following understandings reached between the two Governments concerning the abolition of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands.

1. The Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands established under the Exchange of Notes of January 19, 1968, is hereby abolished.

2. The records and documents of the Advisory Committee shall be transferred to the Preparatory Commission established under the Exchange of Notes of March 3, 1970.

I would appreciate it if Your Excellency would confirm on behalf of your Government that the foregoing is also the understanding of your Government and that the present note and Your Excellency's reply constitute

His Excellency
Armin H. Meyer,
Ambassador Extraordinary and
Plenipotentiary of the United States
of America

an agreement between our two Governments.

I wish to inform you in this regard that the Government of the Ryukyu Islands has no objection to the foregoing understanding."

I have the honour to confirm on behalf of my Government that the foregoing is also the understanding of my Government and that Your Excellency's note and the present note in reply constitute an agreement between our two Governments.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

Kiichi Aichi
Minister for Foreign Affairs
of Japan

總理府特別地域連絡局

沖繩復帰対策の基本方針
(昭和四十五年三月三十一日)
閣議決定

沖縄復帰対策の基本方針

(昭和四十五年三月三十一日)

(閣議決定)

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖縄の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることになる。

政府は、沖縄の祖国復帰を円滑に実現し、豊かな沖縄県の建設を期するため、次の基本方針に沿つて沖縄の復帰対策をすすめることとし、その推進に際しては琉球政府をはじめとする沖縄県民の民意を充分に尊重するものとする。

一、復帰準備体制と復帰対策の概要

1. 復帰準備体制

(1) 総理府は、復帰準備施策の策定、これに関する関係省庁の意見の総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する関係省庁の事務の総合調整を主管する。

総理府においては、沖縄復帰対策各省庁担当官会議（以下「担当官会議」という。）

に当面、行政、財政、産業經濟、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおり、各部会に必要に応じて分科会を設ける。

沖縄事務所は、復帰準備に関し、琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係資料の収集分析及び調整の実施その他具体的な施策の実施に関する事務を行なう。

(2) 外務省は、施政権返還前に沖縄において実施する復帰準備施策のうち、その実施につき施政権者たる米国政府との協議調整を行なう必要があるものについて、当該協議調整に関する事務を主管する。

復帰準備に関する日米両国政府の基本的施策の調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、この原則及び指針に従い、沖縄現地でとるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する対米協議は準備委員会で行なわれる。

2. 復帰対策の概要

(1) 復帰に備えて政府が行なうべき主要な準備措置には次のものがある。

イ 沖縄県及び沖縄におかることとなる地方支分部局等の設置並びに琉球政府等の職員の身分の引継ぎ準備

ロ 本土法令の適用準備

ハ 公社、公庫その他公的団体の取扱い

ニ 公有財産及び米国資産の引継ぎ準備 ホ 通貨の切替準備

ヘ 地位協定の適用準備

(2) 以上の復帰対策をすすめるにあたり、次の点に考慮を払うものとする。

イ 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮して必要に応じ断定特例措置を講ずること。

ロ 沖縄の復帰に関し、その経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法上、財政上の措置を講ずること。

ハ 施政権返還協定締結交渉の進展との調整を図ること。

(3) なお、施政権返還前の沖縄において措置しておくべき施策については、次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。

イ 沖縄県の設置に備えて、本土制度に準じて整備しておく必要がある行財政等の諸制度については、復帰前に必要な準備措置を講じておくこと。

ロ 教育、社会保障のように、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては、復帰前に所要の措置を講じておくこと。

ハ 産業経済に関する制度については、沖縄の経済、社会の実態を考慮しつつ、でき

る限り復帰前に本土制度に準じて整備するよう所要の措置を講ずること。

二、公共施設等の整備については、沖縄の経済、社会の実情、整備の緊要性を勘案しつつ、類似県の水準等を参考として計画的にその推進を図ること。

ホ、これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

二、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖縄が戦後二十数年にわたりわが国の施政権のそとにあつたために生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るために総合的な施策を策定し、これを計画的かつ効率的に推進する必要がある。これがため、政府は、

1. 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を充分に考慮し、かつ、長期的な見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るために基本的な施策を策定するものとする。
2. 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進（既存企業の近代化、合理化を促進するための適切な育成措置を含む。）、生活環境施設、福祉施設及び文教施設等の整備を図ることとする。
3. これらの施策を計画的かつ効率的に推進するために必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

三、復帰対策の策定及び復帰準備事務のすすめ方

1. 復帰対策の重要問題については沖縄復帰対策閣僚協議会の議を経て決定されるものとする。
2. 総理府は、復帰対策の策定にあたり、担当官会議を通じて関係省庁と意見及び事務の調整を図るものとする。

3. 外務省は、復帰準備に関する対米協議をすすめるに当り、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

4. 各省庁は当該省庁に係る沖縄に関する事務を総括する担当者を置くこととし、当該省庁に係る復帰準備に関する事務については担当官会議における調整を経てこれを行なうものとする。

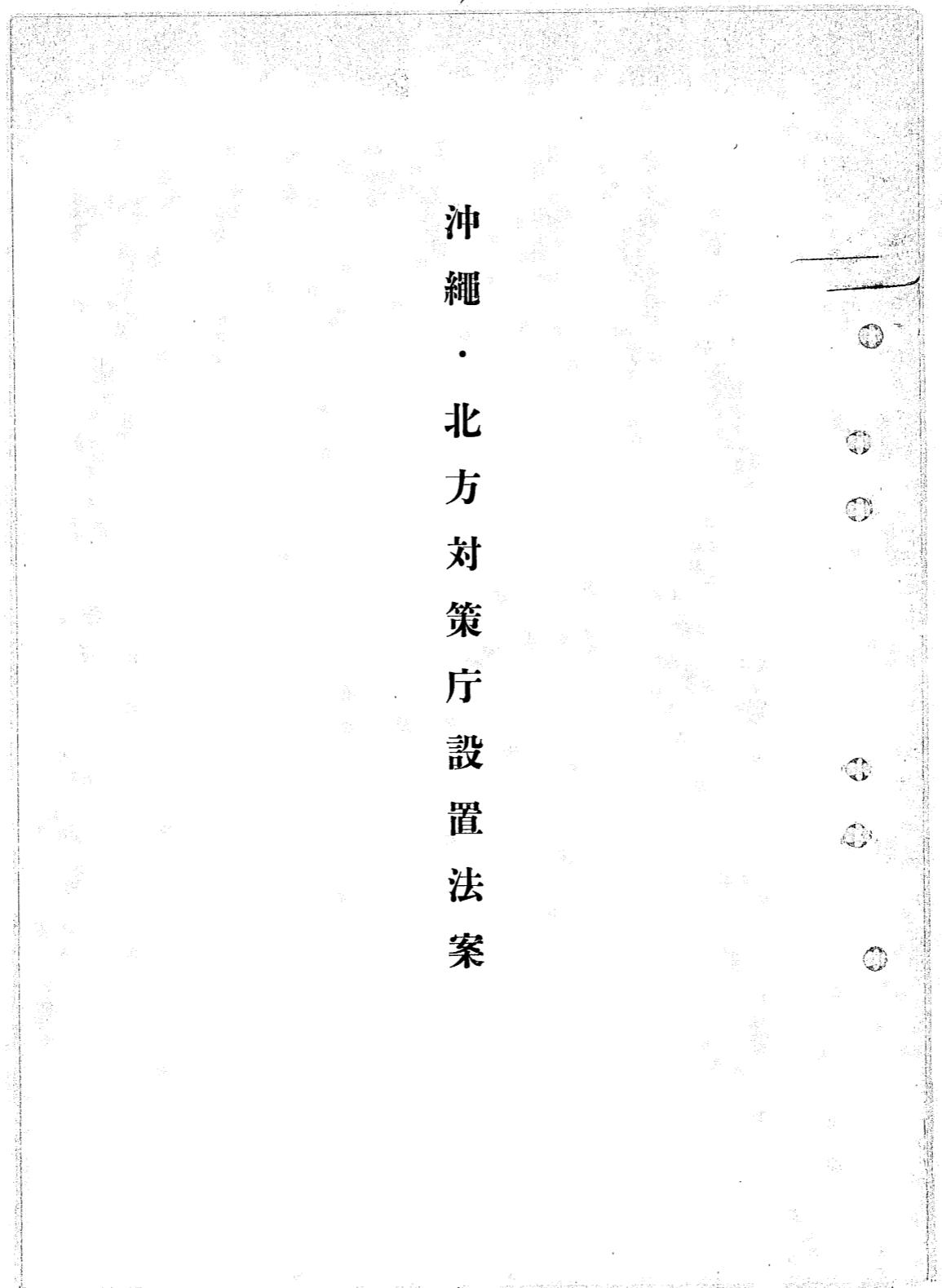
5. 復帰準備に関する琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係資料の収集分析及び調査の実施その他沖縄現地における具体的な施策の実施に関する事務は、総理府及び沖縄事務所を通じて行なうものとする。

四、復帰準備の目標

政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖縄の復帰を実現するため、諸般の準

備措置を早急に講ずるとともに、国会の議決を必要とする(1)施政権返還協定(2)本土法令の適用に伴う暫定特例措置に関する立法及び(3)沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを目途としてその準備をすすめるものとする。

沖繩・北方対策局設置法案



沖縄・北方対策庁設置法 (*Okinawa - Northern Territories Agency*)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄・北方対策庁の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖縄・北方対策庁(以下「対策庁」という。)を設置する。

(任務)

第三条 対策庁は、沖縄(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をいう。以下同じ。)の復帰に関し、その準備のための施策を推進し、並びに沖縄の経済

及び社会の開発及び発展を図り、あわせて北方領土問題その他北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題の解決の促進を図るため、沖縄及び北方地域に係る国の行政事務（外務省の所掌に属する事務を除く。）を総合的に行なうことを中心とする。

（権限）

第四条 対策庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならぬ。

い。

一 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第四条第一号から第十一号までに掲げる権限で、対策庁に係るもの

二 対策庁の公印を制定すること。

三 沖縄の復帰に關し、その準備のための施策を策定し、並びに沖縄の経済及び社会の開発及

び發展を図るための基本的な施策を策定すること。

四 前号に規定する施策の推進を図り、及びその施策の実施に關し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

五 北方領土問題その他北方地域に關する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓發を図ること。

六 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に關し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

七 本土（沖縄及び北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と沖縄との間の渡航に關する事務を行なうこと。

八 本土と沖縄又は北方地域にわたる身分關係事項その他の事実について、公の証明に関する文書を作成すること。

九 本土と沖縄又は北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

十 前各号に掲げるもののほか、沖縄又は北方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

十一 南方同胞援護会及び北方領土問題対策協会を監督すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき対策庁の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

（内部部局）

総務部

調整部

第五条 対策庁に、次の二部を置く。

（総務部の事務）

第六条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

一 人事、会計及び庶務に関すること。

二 庁務の総合調整に関すること。

三 第四条第三号に規定する施策の推進に関すること。

四 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究、関係資料の収集分析及措置の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整に関すること。

五 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進及びその援護

措置の実施に関する事務に關する事務に關すること。

六 本土と沖縄との間の渡航に関する事務に關すること。

七 本土と沖縄又は北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に關する

文書の作成に関すること。

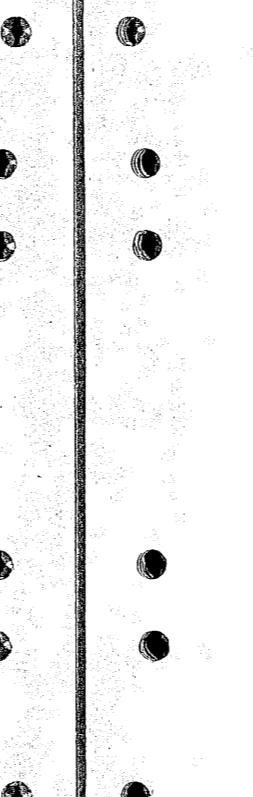
八 本土と沖縄又は北方地域との間において解決を要する事項についての調査、連絡、あつせん及び処理に関すること。

九 南方同胞援護会及び北方領土問題対策協会に関すること。
十 前各号に掲げるもののほか、対策庁の所掌事務で調整部の所掌に属さない事務に関すること。

(調整部の事務)

第七条 調整部においては、次の事務をつかさどる。

一 第四条第三号に規定する施策の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整に関するこ
と。



三 沖縄における経済の動向についての調査研究及び関係資料の収集分析に関する事。

(長官)

第八条 対策庁の長は、沖縄・北方対策庁長官とする。

2 沖縄・北方対策庁長官は、対策庁の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができる。

(沖縄事務局)

第九条 対策庁の機関として、沖縄島那覇に、沖縄事務局を置く。

2 沖縄事務局は、次の事務を行なう。

一 第四条第三号に規定する施策の実施に関する事、琉球政府との連絡調整その他その推進を図るために必要な措置を講ずること。

二 第四条第三号に規定する施策の策定に必要な調査を行ない、及び関係資料を収集分析する

こと。

三 前二号に掲げるもののほか、対策庁の所掌事務で沖縄に係るものうち、沖縄においてその処理をする必要がある事務を行なうこと。

四 前三号に掲げる事務に関し、沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡及び協議を行なうこと。

五 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき沖縄事務局の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

3 沖縄事務局の内部組織は、総理府令で定める。

第十条 沖縄事務局に局長を置く。

2 局長は、沖縄・北方対策庁長官の命を受け、局務を掌理する。

3 前項の規定にかかわらず、前条第二項第四号に掲げる事務のうち、アメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が局長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、前条第二項第三号及び第六号に掲げる事務については、その事務を管理する主任の大臣は、局長を指揮監督することができる。この場合において、当該指揮監督をするときは、主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十一条 沖縄事務局に置かれる職員(以下この条において「職員」という。)には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当(指定職俸給表の適用を受ける者にあつては、俸給及び期末手当)のほか、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分發揮することができるよう沖縄事務局の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第三項中「大使及び公使以外の在外職員」とあるのは「職員」と、同法第三条中「在外職員」とあるのは「職員」と、同法第四条第一項中「在外職員」とあるのは「職員」と、「一般職の職員の給与に関する法律」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在外職員」とあるのは「職員」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職員の引継ぎ)

第二条 この法律の施行の際現に特別地域連絡局及び日本政府沖縄事務所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、それぞれ沖縄・北方対策庁及び沖縄事務局の職員となるものとする。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

(総理府設置法の一部改正)
別表第一総理府の項中「科学技術庁」を「科学技術庁 沖縄・北方対策庁」に改める。

第四条 総理府設置法の一部を次のように改正する。

第三条第三号及び第四条第十九号中「南方地域」を「沖縄」に改める。

第五条第一項中「五局」を「四局」に改め、「特別地域連絡局」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条を次のように改める。

(附属機関)

第十条 第十四条及び第十五条に規定するもののほか、本府に、附属機関として、統計職員養成所を置く。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条及び第十四条の二を削り、第十四条の三を第十四条とする。

第十七条中「科学技術庁」を「科学技術庁 沖縄・北方対策庁」に改める。

第十八条の表科学技術庁の項の次に次のように加える。

(南方同胞援護会法の一部改正)

第五条 南方同胞援護会法(昭和三十二年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二十条第一号から第三号までの規定中「南方地域」を「沖縄」に改める。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

沖縄・北方対策庁 沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第二号)

第六条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正)

第七条 旅券法の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「沖縄事務所(總理府設置法(昭和二十四年法律第百一十七号)第十三条に定める日本政府沖縄事務所をいう。以下同じ。)」を「沖縄事務局(沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第 号)第九条に定める沖縄事務局をいう。以下同じ。)」に、「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改め、同条第三項、第三条第二項及び第六条中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

(沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正)

第八条 沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五、沖縄事務局、沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第 号)第九条第一項に規定する沖縄事務局をいう。

第三条第三項中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

第四条中「沖縄事務所の所長」を「沖縄事務局の局長」に改める。

第二十七条第四項中「日本政府沖縄事務所の所長」を「沖縄事務局の局長」に改める。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)
第九条 この法律の施行前に前三条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、旅券法の特例に関する法律若しくは沖縄における免許試験及び免許資格の特例に

関する暫定措置法又はこれらに基づく命令の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長がした処分又は手続は、前三条の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務局長がした処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際現に前三条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、旅券法の特例に関する法律若しくは沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法又はこれらに基づく命令の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、前三条の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務局長に対してされた手続とみなす。

(旅券法の一部を改正する法律の一
部改正)

第十条 旅券法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第六項のうち旅券法の特例に関する法律第一条第一項の改正規定中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

理由

沖縄及び北方地域に関する事務を行なわせるため、総理府の外局として、沖縄・北方対策庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩・北方対策庁

沖繩復帰対策要綱（第一次分）
閣議決定
(昭和四十五年十一月二十日)

○安全保障課長

中

内閣

○

沖縄復帰対策要綱（第一次分）

（昭和四十五年十一月二十日）

閣議決定

政府は、沖縄の祖国復帰を円滑に実現し、豊かな沖縄県の建設を期するため、先に「沖縄復帰対策の基本方針」を決定し、目下これに沿つて具体的な復帰施策を鋭意検討中であるが、特に県民生活および産業活動に重大な影響をおよぼすと思われるものを優先して検討を重ねてきた結果、以下の諸点についてその成案を得たので、次のように決定する。

なお、これら施策の決定にあたっては、琉球政府および沖縄県民の意志を反映するため、できる限りの努力が払われたことはいうまでもない。

一 教育・文化

1 教育行政制度

教育行政制度については、復帰の際、本土の関係法令を適用するよう措置する。

2 琉球大学の国立移管

琉球大学（琉球大学短期大学部を含む。）は、その教育組織等について必要な整備を図り、復帰の際、国に移管し、国立大学とする。

なお、新那霸病院については、当該大学に附置するものとする。

3 国費沖縄学生制度

国費沖縄学生制度については、復帰後も一定期間、この制度の趣旨を生かして、これに準じた奨学措置を講ずることとする。

4 学校給食

沖縄の児童生徒の体位の向上に資するとともに、給食費の父兄負担の急増を避けるために、復帰後も一定期間、学校給食用基本物資の支給を国費により

り継続することとする。

なお、琉球学校給食会を整備し、沖縄における学校給食用物資の需給を円滑に行なわせるものとする。

5 文化財の保護

沖縄の文化財の重要性にかんがみ、戦災文化財の復元・修理、無形文化財の記録保存等を推進するとともに、特に重要な文化財については、復帰後すみやかに国の文化財として指定することとする。

二 厚生・労働

1 医療保険

医療保険制度については、沖縄における受療機会の普及を図り、県民保健の向上を期するため、復帰と同時に本土の法令を適用する方向で措置する。

2 保健所の治療業務

沖縄における医療体制の整備が十分でない実情にかんがみ、当分の間は保健所において、結核、性病等從来から行なつてきた疾病的治療を行なえるよう、特例措置を講ずる。

3 ハンセン氏病療養所

琉球政府立沖縄愛樂園および同宮古南靜園は、復帰の際、国立療養所とする。

4 生活保護基準

生活保護基準については、復帰後は本土並みとする。

5 年金保險

沖縄の厚生年金保險および国民年金制度が復帰と同時に本土の各被用者年金および国民年金制度に移行するにあたっては、沖縄の年金体制の整備が本土に比べ遅れたことに伴う諸問題等について、沖縄の年金受給者および被保

險者の権利をできる限り尊重しつつ、本土の法令の建前との均衡を考慮して、不合理とならないよう必要な措置を講ずる。

6 雇用対策

復帰後の雇用事情の変動に対しては、沖縄振興施策として行なわれる各種公共事業および新規立地企業等への就労を推進するとともに、技能労働者の養成および離職者の能力の再開発を促進し、職業紹介等の広域化、活発化を図り、職業転換付金等の支給、住宅の確保その他本土の法令に基づく各種雇用対策を推進する。

7 最低賃金

最低賃金制度については、復帰後本土の法令に基づく最低賃金の決定がなわれるまでは、沖縄の法令に基づいて定められていた最低賃金が、なおその効力を有するよう措置する。

8. 公共職業訓練施設

沖縄の法令による一般職業訓練所および総合職業訓練所は、復帰の際、それぞれ本土の法令に基づく専修職業訓練校および高等職業訓練校となるものとし、それらの訓練所の修了者は、本土の旧職業訓練法による一般職業訓練所または総合職業訓練所の課程を修了した者として取り扱う。

9. 自然公園

沖縄の貴重な景観を保護し、利用するため、自然公園体系の整備を行なう。このため、現在の琉球政府立公園ならびに西表島およびその周辺海域について早急に公園地域、公園計画を検討し、必要な地域については、国立公園または国定公園として指定のうえ、公園利用施設を整備する。

三 通貨・金融

1. 通貨交換

通貨の交換は、公定の交換比率を基準として、交換の手続については、県民生活に支障をきたすことのないよう円滑に実施する。

2. 日本銀行

沖縄経済の実情に沿つた金融政策を円滑に推進するため、沖縄に日本銀行の営業所を設ける。

3. 預貯金の利率等

預貯金の種類、利率および期間は、復帰とともに本土と統一するが、必要に応じて経過措置を設けることとする。
4. 農林漁業中央金庫
琉球政府の農林漁業中央金庫に対する出資金は、新たに設立される県信用農（漁）業協同組合連合会の業務に支障をきたさないよう、同連合会に対する貸付金とするものとする。

四 産業・経済

1 食糧管理制度

米の消費者価格（原材料用米の価格を含む。）および生産者価格ならびに麦の政府売渡し価格については、復帰後も一定期間、復帰時の水準を維持し、将来本土と一元化することとする。この場合、沖縄産米の買入れについて現在の農協買入れを通ずる不足払制度を踏襲する等、米の流通の仕組みについて必要な特例を設ける。

なお、稻から基幹作目への作付転換等については、所要の助成措置を講ずることとする。

米麦の輸出入については、本土と同様の取扱いを行なうこととする。

2 農地制度

農地法については、戦時疎開、基地使用等沖縄の特殊事情にかんがみ、小

3 糖業

作地の所有制限等に関し、所要の特例措置を講ずるとともに、その土地利用の実態を配慮しつつ、円滑な運用を図ることとする。

4 パインアップル産業

パインアップル産業については、復帰後は、果樹農業振興特別措置法を積極的に活用し、中小企業団体の組織に関する法律による加工業者の組織化を図るほか、原料果実の価格の指導に関する措置を講ずる等、生産、流通および加工対策の実施を通じて、その経営の安定と合理化の推進を図ることとする。

る。

なお、パインアップル缶詰の自由化、暫定関税率の取扱い等については、パインアップル産業の合理化施策等との関連を考慮しつつ慎重に対処することとする。

5 たばこ専売制度

ア たばこ専賣法が適用されることによる製造会社および従業員の取扱いについては、適切な措置を講ずる。

イ 製造たばこの小売業者は、復帰後も当分の間、専売公社の指定小売入とする。卸売業者についても、指定小売人とする等、適切な配慮を行なう。ウ 葉たばこについては、昭和四十六年分については、前年実績程度の数量を購入する。昭和四十七年産以降の葉たばこについては、品質の向上と产地の集約化を推進し、耕作の継続ができるよう努める。

6 輸出入制度

輸出入制度（関税および内国消費税の制度を含む。）については、復帰後は本土諸法令を即時適用するが、のことと伴う県民生活および関係企業への影響を緩和するため、品目または業種ごとに、必要に応じ、輸出実績の尊重、輸入についての特別の配慮および中小企業に関する各般の措置を講ずることとする。

7 観光税制

沖縄の観光産業の振興に資するため、沖縄から出域する者が購入する特定の物品に対する関税および内国消費税については、復帰後も一定期間、携帯品免税の範囲内で、現状程度の税負担を維持するような特別措置を講ずる。

8 ドル受取り制

沖縄における商店等の日常取引の現状にかんがみ、当分の間、両替商制度

を弾力的に運用する等により、ドル受取りができるよう措置する。

9 企業対策

ア 沖縄での企業立地を促進するため、電力、水、工業用地、道路、港湾その他の産業基盤の整備充実に努めるほか、新規立地企業に対する税制、金融上の措置を講ずることとする。この場合においては、既存企業との調整に留意しつつ、雇用効果および関連産業に対する波及効果の大きい業種を特に考慮する。

イ 沖縄の中小企業対策については、復帰後本土と同様の中小企業諸施策を実施し、中小企業の近代化、診断指導事業の促進、組織化の推進等を図ることとするが、特にその急速な近代化を促進するため、中小企業近代化促進法の適用にあたっては所要の特例措置を講ずる等復帰に伴う諸制度の整備拡充を図ることとする。

五 交通・通信

1 道路の通行区分

沖縄における車両および歩行者の通行区分は、復帰後も一定期間、現状どおり（車両は右、歩行者は左）とする。

2 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償責任保険の保険金額等は、復帰後可及的すみやかに本土の制度と一致させることとする。

3 郵政事業

現在沖縄において未実施の積立郵便貯金、定期郵便貯金、定額小為替、郵便振替、簡易生命保険等については、その実施準備を進め、復帰後すみやかに実施に移すこととする。

郵便の種類体系および料金については、復帰後は、本土並みとする。

4 電信電話

電信電話の制度および料金は、復帰と同時に本土並みとする。

なお、沖縄本島・本土間の通話については、復帰後すみやかに自動即時化することとする。

六 免許資格等

1 教員

沖縄の法令により教員の免許状の授与を受けている者は、復帰後は、本土の法令による相当の免許状の授与を受けた者として取り扱う。

2 社会教育主事

沖縄の法令による社会教育主事の資格を有する者は、復帰後は、本土の法令による社会教育主事の資格を有する者として取り扱う。

3 医師、歯科医師および薬剤師

本土の免許を有しない医師、歯科医師および薬剤師に対しては、復帰後一定期間、沖縄県内において従前どおり業務を行なうことを認めるとともに、本土の法令による国家試験または国家試験予備試験の受験資格を与えるよう措置する。

4 介輔および歯科介輔

介輔および歯科介輔については、沖縄の医師不足の地域における医療の確保に寄与させるため、従前の例による医業を行なうことと認めることとする。その他の医療関係者

その他の医療関係者の免許資格については、原則として琉球政府の免許資格または業務の実績を尊重し、復帰とともに本土の法令による免許に切り替える等の措置を講ずる。

5 職業訓練指導員

沖縄の法令により職業訓練指導員の免許を受けていいる者は、復帰後は、本土の法令により免許を受けた者として取り扱う。

7 不動産鑑定業および不動産鑑定士
復帰の際に沖縄において不動産鑑定業を営んでいいる者は、復帰後一定期間、沖縄において不動産の鑑定評価を行なうことができる。ととする。
復帰後において、特別不動産鑑定士試験および特別不動産鑑定士補試験を行なうこととする。

8 通関士

通関士に関する資格の切替えを円滑に行なうため、沖縄の税關貨物取扱人の資格を有する者は、所定の講習を受けることにより、本土の通関士試験の合格者とみなす等必要な措置を講ずることとする。

七 公務員

琉球政府公務員（教育区および連合教育区の教職員を含む。）は、国家公務員、地方公務員等として身分を引き継ぐこととし、給与その他の勤務条件等については、国または地方公共団体のそれとの均衡を考慮して、適切な措置をとるものとする。

以上の各点は、本土復帰を円滑に実施するという面からとりあげた当面の重要な事項に係る施策の一部であり、今後とも成案を得次第決定することとした。

なお、日米両国政府間で交渉を要する事項については別途検討を進めている。他方、本土との格差を是正し、更に産業基盤等社会資本の整備充実に努め、復帰後の沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策としては、

(1) 離島振興

(2) 農林漁業の育成振興

- (3) 鉱工業、観光産業の開発
- (4) 水、エネルギー資源の開発
- (5) 交通、通信、道路、港湾、空港等の整備
- (6) 國土保全施設の整備
- (7) 教育施設の整備
- (8) 保健衛生、医療および社会福祉施設の整備
- (9) 生活環境施設の整備
- (10) 労働環境の整備

等各般にわたる総合開発計画を策定することとし、その策定にあたつては、先に琉球政府の発表した「長期経済開発計画」を尊重することはもとより、各界各層の意見を反映できるようすることとする。

また、同計画を実施するにあたり、戦後沖縄のおかれてきた特殊な状況にかん

がみ、国は、財政、税制、金融上特別の措置を講ずることとする。

なお、政府は、国会の議決を必要とする(1)施政権返還協定(2)今回決定した施策を含めた、本土法令の適用に伴う暫定特例措置に関する立法および(3)沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を、一括して明年内に国会審議を終了することを目途としてその準備をすすめるものとする。